

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千九百九十四號
明治廿四年十一月廿四日 火曜日
舊曆辛卯十月廿三日 (甲寅)
日出版六時二十分
月入午後四時二十分
日入午後六時二十分
月入午後十一時十分
日入午後十二時十分
日入午後十二時十分
(西曆一千八百九十一年)

帝國議會の議事筆記

第二期の帝國議會は、本日(廿七日)を以て召集せられ開院式の翌日即ち来る廿七日より議事を公開して復た議論の花を咲かす事ならん依て本誌は兼てより種々の準備を以てその開會中に紙數二頁乃至四頁を増して詳細なる議事筆記を掲載し又簡潔なる議事の批評をも登錄し配達は特に迅速ならしむるの用意に全く盡へり故に議事公開の當日より時事新報の紙面には詳細なる議事の筆記を以て坐ながら日々議場に入入するの思ひあらしむるのみならず議院外の出来事に就て一層探訪を迅速にして記事と精細にして可し
明治廿四年十一月 時事新報社

時事新報は毎號八乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價送送料廣告料は左の如し
一 一月五元 三月十五元 半年三十元 一年六十元
一 一月二元 三月五元 半年十元 一年二十元
一 一月一元 三月三元 半年六元 一年十二元
一 一月五角 三月一元 半年二元 一年四元
一 一月二角 三月五角 半年一元 一年二元
一 一月一角 三月二角 半年四角 一年八角
一 一月五分 三月一元 半年二元 一年四元
一 一月二分 三月五角 半年一元 一年二元
一 一月一分 三月二角 半年四角 一年八角
一 一月五分 三月一元 半年二元 一年四元
一 一月二分 三月五角 半年一元 一年二元
一 一月一分 三月二角 半年四角 一年八角

本社(寄稿)付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと専ら不獨り時事新報社社員並に通信員の多きを以て斯對の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲りに行違ひを生じたる場合も多からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送せらるべきを請ふ

時事新報

政府の覺悟如何

今の政府は自から超然主義と稱して絶へて政黨に關係なく世の政論の如何を問はずして其論議がまことに任し其爲すに於ては捨置くの旨を宣言して從來の政略は此主義に由りて行ふたるとならんといふも今大隈伯辭職の一條に就て其舉動を見れば内閣には直接の關係なきに非ざらん然るに政黨の運動に關係したるものありとて殊更に其一人を指して擧げたる程の次第なれば既に自から決する所ありて其決心を示したるもの外ならざるが如し極密に至高顧問の職にして其職に在る者が陰に陽に政黨に關係するなどは相濟まざる備あれば伯の辭職は自から理由なきに非ず從來の事象を云へば政府内の人にては内々には政黨に關係する者もあらずと雖も之を寛大に看過して事の體面に妨なき限りは其人を問はざるの風ありしに今回限りて特に英斷に出たるを見れば表面の理由は兎も角も現政府は大隈伯の舉動を以て當局者と主義を異にするものありと認め異主義者は政府の容るる能はざる所なりとて其決心を示したるの事實は疑ふ可らず既に他を異主義者と認めたる以上は自家にも亦自から一定の主義なきを得

却て事實に益なくして機關の運轉を遲滞せしむるが如きは既に已に人の厭ふ所あり故に我輩は必ずしも老政治家の出るを待て養生を濟はんと云ふに非ず唯その出處を分明にして現政府の決断を易くし以て民黨官黨の兩者をして決断の機を得せしめんと欲するのみ

官報

文部省令第十二號

明治二十三年十月勅令第二百五十五號小學校令第五十六條ニ基き小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則ヲ定ムルコト左ノ如ク
明治二十四年十一月十七日 文部大臣伯耆大木喬任

一 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
二 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
三 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
四 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
五 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
六 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
七 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
八 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
九 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
十 小學校校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則

文部省令第二十一號

明治二十三年十月勅令第二百五十五號小學校令第六十一條ニ基き小學校校長及教員職務及服務規則ヲ定ムルコト左ノ如ク
明治二十四年十一月十七日 文部大臣伯耆大木喬任

一 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
二 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
三 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
四 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
五 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
六 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
七 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
八 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
九 小學校校長及教員ノ職務及服務規則
十 小學校校長及教員ノ職務及服務規則

雜報

帝國議會開院式次第 去る二十一日(廿七日)より議會へ向け開院式次第は左の如し
午前十時 兩院議員は各議院へ參り
同十一時 兩院議員は各議院へ參り
同十二時 兩院議員は各議院へ參り
同十三時 兩院議員は各議院へ參り
同十四時 兩院議員は各議院へ參り
同十五時 兩院議員は各議院へ參り
同十六時 兩院議員は各議院へ參り
同十七時 兩院議員は各議院へ參り
同十八時 兩院議員は各議院へ參り
同十九時 兩院議員は各議院へ參り
同二十時 兩院議員は各議院へ參り
同二十一時 兩院議員は各議院へ參り
同二十二時 兩院議員は各議院へ參り
同二十三時 兩院議員は各議院へ參り
同二十四時 兩院議員は各議院へ參り
同二十五時 兩院議員は各議院へ參り
同二十六時 兩院議員は各議院へ參り
同二十七時 兩院議員は各議院へ參り
同二十八時 兩院議員は各議院へ參り
同二十九時 兩院議員は各議院へ參り
同三十時 兩院議員は各議院へ參り
同三十一時 兩院議員は各議院へ參り
同三十二時 兩院議員は各議院へ參り
同三十三時 兩院議員は各議院へ參り
同三十四時 兩院議員は各議院へ參り
同三十五時 兩院議員は各議院へ參り
同三十六時 兩院議員は各議院へ參り
同三十七時 兩院議員は各議院へ參り
同三十八時 兩院議員は各議院へ參り
同三十九時 兩院議員は各議院へ參り
同四十時 兩院議員は各議院へ參り
同四十一時 兩院議員は各議院へ參り
同四十二時 兩院議員は各議院へ參り
同四十三時 兩院議員は各議院へ參り
同四十四時 兩院議員は各議院へ參り
同四十五時 兩院議員は各議院へ參り
同四十六時 兩院議員は各議院へ參り
同四十七時 兩院議員は各議院へ參り
同四十八時 兩院議員は各議院へ參り
同四十九時 兩院議員は各議院へ參り
同五十時 兩院議員は各議院へ參り